

第35回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年11月11日(火) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 第1会議室

1. 開 会

2. 緊急時における情報共有

(敦賀委員)

個人情報保護法そのものは、平成15年に1章から3章までスタートして、その後、4章、5章、6章というものが3年遅れで施行されたという状況です。これについて、経済協力機構において、1から8の原則を作ったところです。

対象となる企業は、あくまでも個人情報を5,000件以上持つ、本来はこれを業務としているものに対する規制、取り扱いの規制なんです。そういうことになると、我々町内会だとか、PTAだとか、そういう所は該当しない、非常に微妙な状況です。

個人情報の定義については、個人の氏名、住所、生年月日、電話番号や個人を含む画像、音声も含まれている。また、数字や記号を組み合わせることによって、相手を特定出来るものも個人情報だという実態がある。以前に、未来大学の学生さん方が、大学のロビーで映像を映したことが、問題となった例もある。

また、企業等を訪問する際の名簿には、日時だとか、会社の氏名や退社時間を書く。市役所の場合だと部署まで書いていませんが。一時的なものですから、破棄してしまうということで、これは個人情報から外れるという考えでいいと思う。

国がまとめた資料では、85%は阪神淡路大震災の場合は非常に大きな地震だったものですから、被災場所に自衛隊も消防も近づけない。そういうことで、ほとんど地域ぐるみによる救出が多かった。そのあとに発生した、新潟県の中越沖地震の際、これは柏崎市の例だが、柏崎市はみなさん方ご存じのとおり、原発を持っている。原発を持っているだけに、かなり前から災害時の要支援者リストというのを作成した。作成したが、それを公表しないうちに地震が発生してしまった。つまり、柏崎市の防災課と原子力課は、既に災害時の要支援者リストを作成していたが、他の機関や住民との共有を図っていなかった。それに対して、市は、情報の共有が出来なかった点は失敗だったという反省のコメントをしている。これによって、国が動いている。平成19年8月10日に、厚生労働省は災害時など避難支援が必要な要援護者の名簿を、自主防衛組織と共有できるような体制づくりをみなさいと全国通達している。

平成20年になると、内閣府が避難支援プランを作成し公表している。各自治体に公表しています。4月25日には、個人情報の保護に関する基本方針を変えています。いわゆる、過剰反応が生じているという文言を入れなさいということで、これは閣議決定されている。

前述した、柏崎市において、高齢者9,000人の安否確認を全部終了したのは、災害発生から3日後のことである。3日後というのは、初期救出行動は終わっている。つまり、崖の下に埋まっていれば生存できない。そのことを踏まえ、柏崎市では対応を考えている。

何とか、函館オリジナルの中に、これらの文言を入れていただきたいというのが私の考えである。

(大江委員)

この件については、日程の都合上、今日は議論出来ないので、後日協議したい。本題の方に入っていきたいと思う。

3. 用語の定義について

(大江委員)

まず、市民の定義から議論を進めたい。

(川田委員)

私は、一番狭い定義を提案した。この基本条例に基づいて、権利を得て義務を負う主体として団体とか、それから住民票を持っていない方まで範囲を広げると、その以下の条文構成の中で、齟齬をきたすところが多々出てくるということを心配し、市民の定義については、狭くした方がいいのではないかと話した。

もし、その他の団体あたりまで範囲を広げるとしたら、以下の条文の中で相当偽らなければならぬ部分が出てくる。例えば、住民投票ですとか、それからいろいろ権利・義務などについての記述というのは、住民に対してやる部分と、こういう広い意味での市民でやる部分は書き方を変えていかなければならない部分が多々出てくると思う。議論の順番として、後先逆になったようなところもあると思うが、この市民の範囲を広げるのであれば、以下の条文も相当変える必要があると思うので、市内に住所を有する自然人に限定した方がいいと考えた。

(大江委員)

住所を持つ自然人というような定義で狭くした方が、その後の、条文との整合性が図れるということである。

(川田委員)

まちづくりから、住民票を持たない外国人などを排除せよとかそういう意図ではない。みんなでまちづくりをやりましょうということは問題ないが、今まで論議してきた条文の中で使われている、市民の概念としては、ちょっと範囲が広過ぎませんかということである。

(丸藤委員)

私は、たぶん対極なのかも知れないが、その後の細かな条例と整合性という所まではそんなに考えずに、街をつくっていくのは、単純に市民じゃないかというイメージのもとで、市民の定義というのはなるべく広くした方がいいと思う。

(若杉委員)

この定義の市民というのは、住所を有する者だけでいいと思う。丸藤委員が言ったような、通勤している者や通学している者、あと、法人団体も含めて市民として言ってしまうと、函館に住んでいない人間、つまり隣町から来ている人間は、その町でも市民である。2つの町で、市民として扱われるようになるのであれば、定義としたらこれはまずい。であれば、このまちづくりに限定して、市民という定義を違う形の名前で、広く解釈してもらおうような表現を作った方がいいと思う。例えば、市民と住民のように、違う言葉を使い分けるなど。

(川田委員)

ちょっとおっかないのが、ある種の団体が大学して入ってきて、そこに事務所を作るわけでもなくて、何か活動をして、市民でございますとって街宣活動みたいなことを始められたら困るなどという心配をしている。

(市居委員)

この前、長尾委員が言ってましたけど、学生なんかで住民票を移してなくても、函館に住んでいて一生懸命やっている学生がたくさんいるという話もあった。そこで、住所を有するということは、その居所を示すものなのか、いわゆる住民票を示すものなのか、そこでも変わってくる。

(川田委員)

町を変えるエネルギーを持っているのは、よそ者だって言い方もある。だから、まちづくりの中にとって、よそ者っていうのは決してマイナスのものだけじゃない。それは、認めるところだが、ただ、どこかで市民の定義をすとなってくると、例えば、議員の責務の中で、“市民の代表者として”というくだりの文がある。北斗市から通勤している人は有権者ではない。そういう意味で、なんかぐちゃぐちゃにならないかという心配をしている。だから、やるとしたら、住民基本台帳に載っている人たちを住民と定義する。

それから、ここに通勤してくる人、通学してくる人、それからここで住民票持っていないけれど、この学校に通っている人。そういう、その他の団体までくくって、市民として条文の中では、住民と市民を使い分けるとか、あるいはそのほかに事業者という主語をつけて、なんか工夫して書いていくかという、逃げ道があるのかなと思う。やはり、市民という単語1つで、全部を説明しようとするから無理が出てくるのかなと思っている。

(事務局)

市民と住民の考え方をきちんと整理する必要がある。

(川田委員)

例えば、定義する言葉を1つ増やして、第1号に住民、第2号に市民として、住民は住所を有する者、そして市民は住民とここでいう通勤、通学者、団体を含める。全体として市民とするということはどうですか。

(川田委員)

住民というのは、あえて定義しなくても、地方自治法上にあるので問題ないのか。

(事務局)

条例上で規定するというのも必要かとは思う。最初に定義することによって、読みやすくなるという気はする。

(丸藤委員)

今のように、住民と市民とを分けることによって、市民を広くとらえて、そのかわり川田委員が言ったような、住民というのはきちんとここに住所があるというならば、それは私もいいと思う。今まで考えてきたものに、少しずつ手直しが必要になりますが。

(事務局)

改めて、全文をみると、川田委員のおっしゃるように、広い意味の市民では駄目な定義が何カ所かある。今の時点で、住民という狭義の意味をここに置くということであれば、他の条文はこちらの方で、整理したい。

(大江委員)

住民という狭い意味の定義と、いろんな団体、住民票のない者も含めた広義の市民という、そういう定義が2本定義でいけばうまくいくんじゃないかというような議論が出ました。一般的に言って、私が勉強してきたことと言えば、自然人だけに定義するというのはちょっと厳しいかなと思う。函館市の住民票を持っている者だけという、逆に世の中の流れるにはちょっと狭過ぎるという、市民社会とか市民という言葉はいろんな意味合いを持っています。私も住民と市民という2本の定義

の中で、うまく処理していくというのがいいんじゃないかと思うが、いかがか。

(大久保委員)

やはり、市民というのは、大きく捉えた方がみんなで作っていくという意味ではいいのかなという感じがあるので、市民の定義はこのように広く捉えてほしいと思う。ただ、読んでいく中で、危機管理の中を見た時に、市民、事業者、近隣自治体に対して、協力を図らなければいけないとか触れている文言もあって、そうすると、かぶってくるとかいろいろな問題が出てくる。そういう箇所については、住民という形で置き換えていき、みんなで作っていくものは市民というように、広く捉えてほしいと思う。

(事務局)

広義な意味で市民という意味を捉え、住民を狭い意味で住所を有する者とした時に、ア、イ、ウと3つあるのですが、通勤、通学している者、いわゆる住所を持たないで、市に通ってくるような、こういう方も広義な意味での市民に含めるのかどうか。ここはちょっと議論していただかないとならない。

(市居委員)

あえて通勤とか通学とかって入れるから、そういうふうなことになっている。あえてここで通勤とか通学ということではなくて、活動する個人および法人、その他の団体とかってくった方が、なんとなく入りやすいかなという気はする。

(大江委員)

焦点が通勤、通学は不要かというところにいってる。函館は到端のまちなので、別に通りすぎる人はいない。通勤、通学あたりの違和感ありませんか。

(佐々木委員)

前回の会議の時に、どなたが言われたのが覚えてないが、通っている人は自分の住んでいるまちを大切に思っているものだと思う。私は函館に住んでいるので、函館のまちのことにすごく興味がある。例えば、隣町の北斗市の人が函館の高校に通っているからといって、函館のまちづくりに何か関心があるかということ、基本的には北斗市のことには関心があっても、函館のことはたいして思っていない人もいるのかなということと考えたら、あえて通勤、通学というこの文章ではなく、市居委員が言ったように、活動する中に、通勤も通学も含まれるのではないかと思う。

(大江委員)

通勤、通学者は函館に愛着がない。活動者とか活動団体にすべて入れておけば、過不足ないという意見でよいか。

(若杉委員)

“住所を有する者で、市内でまちづくりに参画する者”ではどうか。

(川田委員)

あまり広義にすると、マイナス要因まで市民に入るのではないか。

(大江委員)

市内に住所があるというのは、外すわけにはいかない。あとは、普通に考えたらまちづくりの今の常識からいって、NPO団体ですとか、基本的に想定される団体がある。市民の中には何らかの意味で団体というものが入るとするのが順当な定義だと思う。その場合に、もう1個何か、2つでももちろんいいんですけども、それはやっぱり入れるべき。もちろん、そこで単に市内で活動する団体にするのか、もうちょっとまちづくりとか、何か形容句を入れて、ある種その団体の性質を

想定範囲内にしておくみたいな、定義をやや絞ってするかという、その辺だと思う。

(若杉委員)

条例の目的のたたき台を書いてもらったが、まちづくりというのは、PRして前にくると思う。これからいうと、定義もまちづくりに入れたほうがいいと思う。ただ、活動だったら、それこそ悪い活動だったとなるかもしれない。函館のためになる活動をしているという、そういうのをきちんと言う。やはり、住所があるというのは、原則として1番最初にくるべきであって、次に住所がなくても函館のまちづくりに寄与している人を市民として入れましょうというふうにすれば、通学、通勤、法人、団体それは文言として入っていいのではないか。

(沢口委員)

団体は、きちんと“函館のまちづくりに貢献する団体”としなくてはいけない。

(大江委員)

“函館のまちづくり活動に参加する個人、法人その他の団体”そうすると函館市外でも、函館のことをやってくれている人もこの中には十分入る、どうでしょうか。

(事務局)

通勤する人とか通学する人っていうのは、イメージとすると、生活基盤が函館市外にあって、函館に来ているイメージが強い。そこで、例えば市内で働いている人とか、市内で学んでいる人という定義の仕方であっても、それも同じイメージですよということでもいいのか。全国の自治基本条例の基本的なパターンというのは、この3つというのが大体収まるんですよ。その中で、住所を取るというのを、きちんとしておかなければと思う。

(大江委員)

通勤・通学のイメージか。

(若杉委員)

通勤・通学を入れるということですか。

(事務局)

通勤・通学という言い方でなくて、その他の地域から函館に来ている。生活の基盤は、函館でないんだというイメージは、そこに生じて、そういう風になるのかと捉えたものですから。そうなれば、函館で働いている人とか函館で学んでいる人、その主体は函館にある人もいる。だから、そのイを外すというのは、改めて確認しておきたい。

(若杉委員)

そういう見方もある。例えば会社が函館にあって、会社が終わったら違う場所に帰る。だけど、その会社で、例えば町会の協力でゴミ拾いのボランティアするとか、学校、例えば通学している学校のボランティア活動をサークル等でやるとか、それも立派なまちづくり活動とすれば、全部限定するよりも全部含まれていいと思う。

(事務局)

この中に含まれる場合もあります、という解釈をしましょうということか。

(丸藤委員)

今の話を聞いていて、函館で働いたり、学んだりするという人を入れることによって、今はただ働いている、あるいはただ勉強しているだけで、主体的に函館市のためにどうこう思っていないような人たちも、私たちは市民なんだというきっかけを作ることになると思う。そうすると、ア、イ、ウという3本立てになると思う。

(事務局)

市民を“まちづくり活動に参加する・・・”とした場合に、市民の権利のという条文では、まちづくりに参加している市民が、自由な立場でまちづくりに参加するということとなり重複する。市民の権利は、まちづくりに参加している市民が前提となっている権利、責務ではなく、一般のまちづくりに参加していない市民の方も、まちづくりに参加する権利がありますよとか、積極的に参加しようとか、そういうような市民の権利、責務になっていることから、権利、責務をもう少し考えないと駄目になるのか、あるいは定義を考えないと駄目なのかとなる。

(大江委員)

第5章の市民というところで、普通の市民というか人間が1からまちづくりを推進するんだという、そういうことが第5章で言っている。定義で“まちづくりに参加する”とした場合に、最初のスタートのハードルが高いんでないかと思う。

(若杉委員)

権利を有するというだけで、まちづくりに参加するというのは強制ではない。市民だから、まちづくりに参加しなさいということには出来ない。これで言ってるのは、市民の有するものが、市民として住所を有するものが市民であると、あと住所がなくてもまちづくり活動に参加するものを市民としていきましようということであれば、権利を強制しているものではないからいいんじゃないか。

(大江委員)

アはいいと思う。市内に住所を有する者っていうのは、本当に別に意識が高くなくても、高かろうが低かろうが、とにかく住所があればいい。そういう人も、第5章の市民の中に入って行って、もちろん強制はしないけれども、まちづくりの権利はあるんだから、なんかやろうと思ったら、是非まちづくりに参加して下さいねというような流れになる。アと、第5章というのは非常になじみやすいと思っていい。この場合ですと、まちづくりに参加する、いわゆる住所がない場合でまちづくりに参加する、かなり意欲があるというような想定のものがあって、そういう人たちが、もちろん一生懸命まちづくりをやるという。ですから、丸藤委員的な想定が抜けちゃうと思う。たまたま、函館の高校に来ていてとか、たまたま、どこか函館市内の会社に勤務していて、それが、最初は別に意識も高くないんだけど、あるきっかけをもとに、まちづくりに加わっていくという、そういう場合にももちろんこの定義だと絶対だめということでは全然ないと思うが。イメージとして、そこにジャンプ感があるのではないか。たまたま通学している、たまたま働いている人が、この第5章の中の想定の中に入っているという形、ちょっとイメージとして、ちょっとなじみがないかなというところだと思う。

(若杉委員)

いきなり飛びすぎているということですか。

(事務局)

この市民の権利、責務をうたった時に、今まで市民活動していない人も、参加する権利があるとか、可能な範囲で参加できるというような考え方で、この市民の責務だとかというのを定義してきた。その前にも参加することが前提とした市民がいると、これまでの積み上げた議論と、なんとなく雰囲気合わないと感じた。それは、法制的に問題があるかないかというのは、改めて検討してみないと駄目だが、これまでの議論からすると、どちらかという広く一般的な活動をする人も、しない人も、そういう権利がある。参加するにしても、自らの実情だとか事情だとか、そういうのを

加味して参加しましょうというふうに議論がされていた。初めから、市民の定義が活動に参加するとすれば、今までの議論とちょっと相反するという気がした。

(若杉委員)

通勤も通学も含まれて一番広い表現だから、包括するとこれに全部含まれているのではないか。

(事務局)

これであれば、まちづくりに参加しない人は市民ではなくなってしまうのではないか。市外から通勤する人が本当になんかやりたいと、函館市のためにまちづくりしたいと思った時に、本当にこの条文でいいのかと思った。

(大江委員)

イメージの問題だと思う。パッと読んだ時に、自分には資格がないのかというようなイメージ。そういうことがあるのであれば、イの復活というのも1つの手である。

(事務局)

まちづくり活動に参加する人を市民と、初めから提議してしまうことに違和感がある。市民の権利、責務との兼ね合いからすると、まちづくり活動に参加する市民を市民として定義することに、違和感がないのかということである。

(大江委員)

今の議論を聞いて、間違った印象を防ぐという意味では、通勤、通学は入れた方がいいんだろうと私は思う。だから、イの復活みたいなことがあって、あと3点目である。まちづくり活動に参加する個人、法人その他、個人はア、イで結構救われているところはあるので、法人、団体ですよ。だから、団体をまちづくりでしるかどうかと、最初に、川田委員が言った疑問からきているので、団体というのは想定する団体を書き込みたい。あらゆる団体ではなくて、広い意味で団体を想定すべきではないか。

(庁内プロジェクトチーム)

市外の個人でやっている方も、どこまで必要があるかなというのをちょっと思ったりするんですね。まちづくりの主役は市民ですという部分で、本当の主役に入れるべきなのか、主役でなく脇役なのか、なおかつ権利も与えている。義務という部分とプラス権利も与えるということなので、それがあまり広がることというのは、本当にいいのかどうか。例えば、市外になると我々というか行政、市は情報の提供ということで、迅速かつわかりやすく提供しなければならないという部分があるわけで、それだと市外の方で必要になってきますよね。例えば、見直し条項でも市民の検討委員会を作ってというところが入るとい部分についても、権利だと思っんですけども、そういった部分がこう広がることはどうかなというのはあるとは思っているので、その辺、市外、イも含めてですけども必要なことなのかと思います。

(大江委員)

主役、準主役的な問題だと思います。

(川田委員)

この住民というのは分けることになったのか。

(事務局)

というふうに認識していた。広義の市民を分けている。

(庁内プロジェクトチーム)

住民投票とかがってわかりやすいですし、議会も市民の代表というのがこうなってくるとわかりや

すい。これは、市民が作った条例で、これをこう直すところで、今度、市外の方が入っていいのかわいのかという議論は、この権利も義務も背負っている市民なのに、どうしてこの条例の改廃について出来ないんだという意見があるということである。

(大江委員)

市民は市民として少し広めに考えるということは、一貫して最初から出てきているところですけども。市内に働き学ぶ者ということで広げていて、ただ、市内にいるかいないかというのは情報の出し方がすごく容易でないということで、市外にいる函館のために働いている、まちづくりのために働いている人と、市内で働き学ぶ者というのはやっぱりイメージはだいぶ違う。

(庁内検討プロジェクトチーム)

いろんなところから出てくると思うが、市民とまちづくりをする場の提供というのは、市外の人市外で活動する活動に対しても、市は提供しなくてはならないということになる。

(大江委員)

やはり同じ住民票がないとか、そういった問題でもやっぱりイの部分とまったく市外でやられている方とはちょっと違うんじゃないかという、そういう主張である。

(沢口委員)

そうでしたら、市内でまちづくりに取り組む法人その他団体くらいにしておいて。こっちには要らなくなってくると思う。

(大江委員)

もちろんポジティブな面も、今のウの条項にはあると思うのですけれども。やっぱり、問題点というのが市の取り組みである。役所のほうの取り組みとして、ちょっと難しい点が出てくるんじゃないかなということである。そういう難しい点をちょっと考えると、個人というのを取るということでいいか。そうすると、団体ベースにするということ。あとは文言をどうするかということで、まちづくり活動、まちづくりという言葉を残すかどうかですよね。あるいは沢口委員のように、まちづくりという言葉を使いつつ少しやわらかくするかである。

(若杉委員)

市民という言葉のイメージは個人ですよ。

(丸藤委員)

ほかの自治体で、この法人とか団体というのを入れているところがあると思うが、それはどういうイメージで入れているのか。

(事務局)

他の自治体のほとんどの条文で広い意味の市民としている。住所を有する者、働き学ぶ者、団体といった者が、今後、広くそのまちづくりの重要な担い手になるということで、条例に幅を持たせていると思う。

(丸藤委員)

住民というのをきちんと定義するなら、今、説明で納得したのが団体とか法人というのも市民かなと私は思う。

(市居委員)

その団体とか法人というのは、次に出てくるコミュニティとはかぶらないか。

(川田委員)

町内会、ボランティア団体というのは、おそらく今の定義だと市民に入ってくる。市民と市は町

内会と関係団体云々の活動を守り育てますというのはなんか主語と述語が同じことに、目的も同じことを言っている。つまり、齟齬をきたす。

(大江委員)

最終的にウをどうするかということ。まちづくり活動の団体の問題である。

(長尾委員)

ウはあってもいいと思う。

(若杉委員)

条文を見ると稚内ですけども、これ4つあるんですね。1が市内にいる人、2が市内の事務所や事務所で働いている人、3が市内の学校に通っている人、4が市内の事業所などや市内で活動する団体のいずれかに当てはまる者を言いますと言っている。それがないと、そのいずれかに当てはまる者という、それが入るとなんとなく言葉のイメージとして広く門戸を広げてますよというようなイメージに捉える。それがないと、逆にここまでの4つに当てはまらないと駄目ですよってというようなイメージに捉える。

(大江委員)

いずれかという言葉を入れるということか。

(若杉委員)

いずれかを入れると、要するに門が3つありますので、これに1つでも当てはまれば市民としてみますというふうになる。これを入れないとすると、この3つに入らなければ駄目ですよというようなイメージでとられます。稚内のほうもそれがきちっと入っていることによって、非常に幅広く感じる。そういうやり方もあるのかなと思う。

(大江委員)

次のいずれかに当てはまるものをいいますという、その(1)の市民の頭の部分をどうするかという議論がある。

個人的には、市民に団体は入れないわけにはいかないだろうと思う。やはり、NPO団体等、もちろん全部それを個人に還元できるんだってという意見もないわけじゃないですけど。通常想定されている、かなり有力なまちづくりの担い手、主体として、団体というNPOも法人格を持っていますので、それは入れないわけにはいかないと思う。

(川田委員)

他の所と整合性が取れないということであれば、それは入れられない。

(若杉委員)

まちづくりに関しても、いろんなお祭りとかに、団体や法人から寄付をもらう。その時に、うちの会社は市民じゃないから寄付はいらんんだと言いかねない。

(大江委員)

とりあえず元に戻す形で、もう1回最終的に見る時に、やっぱりまちづくりを入れるという決断をいただくことも、それはそれでありだと思う。市内で活動する法人その他の団体としたい。ただ、市内で働き学ぶ者ということとしてイメージをただ通勤するだけじゃなくて、少し函館で意味のある通勤、意味のある通学みたいな、そういうイメージを持たせたという意味では、少し変わった。

次は協働ですね。一応たたき台としては市民、議会および市が、自らの役割と責務を自覚しながら互いを尊重し、対等な立場で協力してまちづくりに取り組むことを言います”市民と議会と市という3者がまさに協力する、協力してまちづくりをするということである。どこが問題かと言うと、

対等な立場，互いの立場がいいのか，あと主語が必要ではないかという議論で，その前の第32回にありますけど，用語の定義素案というのが，その場合は自らの役割と責務というあたりで主語がなかった。元々の原案が主語がなかったものが市民，議会および市という主語が入ったということである。

（事務局）

例えば「市民，議会は協働の推進・・・」というところで，“市民，議会および市は協働によるまちづくりを推進します”と言っているのだから，主語がここに入ると重複するのではないかという議論があった。

（大江委員）

同じようなものを，定義でも実際の本文でも規定しているということか。

（事務局）

他都市の事例を見れば，主語を重複させているというのものもある。最終的には法制的判断にはなると思うが，その法制的担当レベルでちょっと話をさせてもらった時には，これくらいの主語ならいいかもしれないとの話がされたものだから，ここは主語が重複するだけの議論ではなく，法制的立場の意見を聞いて，提示してもいいのかなとは思っている。

（大江委員）

国語の辞書的な定義にとどまらず，具体的に書き込むかであると思う。

（若杉委員）

いいと思う。

（丸藤委員）

協働の意味自体は，そこに書いているので全然異論がない。技術論的な問題だとすれば，それはお任せする。

（大江委員）

そうですね。検討委員会としては，市民・議会・市というこの3つの担い手と言うか，それを出して中身としてはこういった中身でやる。あとは法制的に問題あればとってまわらないと思う。

我々はこれでいきたいくて，技術的に直されるということはやぶさかではないという意見で，よろしいか。

意義なし

最後の部分だが，コミュニティである。前の議論だと，コミュニティとコミュニティ活動。コミュニティは団体の意味なのか，辞書的には社会集団で，NPOはコミュニティに入るかどうか，団体にするのかということである。また，本文とだぶるということで議論になっている。

個人的な意見なので無視してもらって構わないが，コミュニティって，たぶん団体ではない。元々の意味は，コミュニティって言うのは共同体なので，いわゆる活動団体というよりも，もっと自然にあるものということで，組織という意味での団体ではないのが語源的なものはずである。なので，共同社会みたいな意味をコミュニティって言っているはずだが，でも，みなさんがそう言うのであれば構わないが，ちょっと違うなってイメージがすごく強い。

定義としては難しい。地域社会みたいなのが，コミュニティの本来の定義である。アソシエーションとコミュニティは，普通は対になっている。どちらかというアソシエーションというのは，会社とか学校とか組織として作り上げてものをいう。コミュニティというのは，基本的には地域社会，だから，定義がなかなかしづらいもの。ここからがコミュニティですよ，というのをなかなか

か言いづらいものがコミュニティである。しかし、条例の中でこういうふうに定義するのであれば、それはそれでいいと思うが、ただ、ボランティア団体、NPOあたりが実はかなりアソシエーションにやや近い、意図的に自覚的に組織を作っているので、学問上でいうところのコミュニティとはやや違う気はするが、その辺も含めてまちづくりに必要なまとまりという意味ではコミュニティという、これでもいいのかなと思った。また、本文とも重複している部分も議論したい。

(川田委員)

重複することは最初から分かっていたが、基本条例の核をなす部分だから、あえて両方書いたっていいんじゃないかという議論があって出てきたというふうに思う。

(若杉委員)

他の自治体では、町会、ボランティア等の固定していた団体というのは、あえて入れないというところもある。概念みたいなものだけで済ましている。

(大江委員)

帯広も、“ボランティア団体など”とか、ニセコは“多様なつながり組織および集団を言う”とか。具体的な組織名を出さないところもある。ただ、強調したいというのがあれば。

(川田委員)

議論としては、この定義をするかしないかというのがまずある。それから、大江委員がおっしゃった団体かという話もある。2つぐらい議論しなきゃいけない部分があると思う。

(大江委員)

あとは、もし載せるとすればどうするのか。町会、ボランティア団体、NPOみたいな、固有の組織名をあげるのかあげないのか。

まず、定義としてコミュニティ、たしかに、すごく定義しづらいが、横文字なのでどうしても定義しないとわかりづらいというものもあるかも知れない。

(市居委員)

コミュニティというのが地域社会というのは、元々前に項目を出した時に、私も、地域社会ってことでコミュニティを出していったが、今、この条例を見て行って、コミュニティって2回しか出てこない。その2回のためにという言い方はおかしいが、コミュニティをあえてここで説明する必要があるのかどうなのかというのが、川田委員の言うとおり、載せるか載せないかである。私は、載せなくてもいいんでないかなという気はしている。なぜかという、この条文を作ったあとに、逐条解説を作成していくと思うので、その中で整理されていってもいいと思う。だから、あえて本文の中で、示さなくてもいいんじゃないかなという気はしている。

(大江委員)

2回というのは4ページのコミュニティのそこだけか。もう1個どこかの。

(市居委員)

この2個だけである。あと1番先の目次のところにコミュニティ。

(沢口委員)

コミュニティの条例と文章を作り上げる時に、活動なのか団体なのかと議論した中で出た部分なので、あえて定義はいらないと思う。コミュニティ活動なのかコミュニティ団体なのかを、かなり議論してこの幅に狭めたという表現していったので、あえて広げる定義は要らないと思う。

(大江委員)

条文自体のところの意味がわかるのかどうか。

(市居委員)

福祉の分野でもそうだが、コミュニティは地域社会のことを指し示している。このコミュニティをやった時に、辞書で調べてもらって、その時に団体、集団というのがあって、それによって、町内会とかボランティア団体というのをに入れていった経緯がある。説明が必要かどうかというとうどうなんだろうと思う。

(佐々木委員)

私はコミュニティは入れてほしい。

(大江委員)

その場合、どういう中身がふさわしいと思うか。

(佐々木委員)

中身というかコミュニティって言葉自体が、一般の人はわかりづらいと思う。出てくる回数が少なくても、条文にとっては大事な言葉だと思う。私は、わかりやすく定義してほしいというか、こういう団体活動とかやっていて、コミュニティという言葉を経験の中で聞いているうちに、なんとなくイメージが出来るようになった。しかし、一般市民の人に、コミュニティという言葉を出せば、それってどういう意味って絶対返ってくると思うので、自治基本条例を分かってもらいたい、もっと理解してほしいと思っているので、ちょっと見慣れない言葉というか、そういうものはきちんと整理してほしい。内容の変更は、あり得ないですが、誰が見てもわかりやすい説明を入れてほしい。それは、難しいことなのかもしれないけど。

(大江委員)

やはり、横文字であまり見慣れていない言葉、聞き慣れていない言葉なので、出来れば分かりやすい定義があった方がいいということですね。ただ、どう定義するのかというのは、結構難しいかなと思ったりもする。

(事務局)

法制的にはカッコして、事後によるコミュニティという閉じカッコにして、守り育てますというのと、守り育てますも生かせという手法もひとつとしてある。

ただ、今後、法制的な整備をする中で、ここをきちんと定義して置いた方がいいという考えも出てくるかもしれない。そこは、もう1回、全体の流れを見てもないと分からない。

(市居委員)

それはそれとして、今、これを読んでいて、団体にちょっと違和感がある。組織とかの方が、コミュニティにはふさわしい条文だと思う。団体というと、あらかじめ作られていた、きっちりした固定の団体というイメージなので、組織というと個人でも何か出来るし、団体間同士でも出来るという、もうちょっとゆったりとしたもの。団体というのは、あらかじめ規制されている団体、また法人組織として、その組織がより結束力が高いといった、そういうイメージがする。

(大江委員)

もともとコミュニティの原理に近いようなものである。

(丸藤委員)

辞書的には団体、組織って全然違う。団体っていうのは、共同の目的を達成するために結合した2人以上の集団となっている。組織はすごいたくさんあって、社会を構成する各要素が結合し、有機的な働きをする統一団体。また、その構成の仕方。ちょっと難しいんですけども。たぶんこっちの意味の方が近いのかもしれない。

(大江委員)

最初の議論だが、定義というのはどうかということで、定義すべきだということと、あと定義しなくていいということ。あと、折衷案的で有力なのが、この条文自体を定義っぽくするという、3つ出てきている。

(丸藤委員)

定義をするしないについては、条文の中に入ると、保護色のようにまぎれこむので、きちんと頭で定義した方がいいと思う。

(大江委員)

やっぱりそれは言葉が難しいからか。日常的に使わない言葉である。

(若杉委員)

市民でもコミュニティでも情報共有でも、最初に見た人は、それから受ける言葉のイメージというのはだいたい掴める。ただ、この基本条例で使う言葉の意味というのが特殊である。それを解説するという意味では、定義がなければならぬのかと思う。やはり、コミュニティというのは別に使わなくてもいい気がするが、他都市の例で見ても書いた方がいいのかもしれない。

(川田委員)

自治基本条例自体がそういうコミュニティ団体でも、スポットライトを当てて、活動を活発にさせていこうという事を規定するわけである。ある意味、条例全体の骨格をなす部分ではないかという議論であれば、それを強調するために定義の中に、これとこれとこれというキーワードを並べておこうということであった。だから、ここでも書いておく価値はあると思う。

(沢口委員)

よく使われる言葉ではあるので、分かると思う。しかし、いろんな意味で使われているのであれば、定義付けは必要なのかと思う。

(大江委員)

このコミュニティが、定義として残ってきたという経緯は何か。

(事務局)

おそらく、この条文を理解する上でコミュニティという言葉は、いろんな場面で使われている。社会という言葉であったり、活動であったりとか、そういう意味ではある意味漠然としている部分がある。この条文を理解してもらうためには、コミュニティっていうことを定義した方が良いのではないかという議論であった。。端的に言うと、コミュニティってよくわからないよねという議論だった気がする。

(大江委員)

あとですね、元々のコミュニティの言葉の意味から、かなり絞っていることにおいても、やっぱり、組織というか団体というかわからないが、元々の英文の意味よりもかなり狭い意味なので、提示した方がいいのかなと、みなさんの議論を聞いてる中で思ったので、入れるということによろしいか。どう入れるのかという問題はいい。町内会、ボランティア団体、NPOなど、これはこれで代表的な組織、あとは団体である、問題としては、団体なのか組織なのか、組織および団体なのか。その辺いかがか。

(丸藤委員)

他の自治体のを見たら、団体というところが少なくなくて、組織または組織および集団が多い。

(大江委員)

市民が読んだ時のイメージは大事なので，そこも考慮して頂いていいと思う。この，最後の団体の言葉あたりどうするかという議論。

(大久保委員)

組織の方がよい。団体だけだったら固まったイメージがある。

(大江委員)

ただ，そうすると町内会，ボランティア団体，NPOっていう例示が出てるので，いわゆる団体が入らないことはあり得ないというふうになる。なので，最後はゆるく書くというのが，バランス的にはいいのかなと思う。そうすると，かっちりとしたレベルから，非常にゆるい結び付きまでを包括出来るっていう，それを磁石のように集める軸として地域社会，安心して暮らせる地域社会という，その軸でということでもいいのかなというふうに思う。

“コミュニティ 町内会，ボランティア団体，NPOなどの地域の課題に取り組み，安心して暮らすことが出来る地域社会を実現するために活動する人の集りを言います”これで日本語的にどうか。取りあえず，これでやってみるか。コミュニティは，最後を人の集まりを言いますということで，少しゆるくしたということである。

確認だが，市民の定義が，ア市内に住所をおく者，イ市内に働き学ぶ者，ウ市内で活動する法人その他の団体ということで，いろんな議論の結果，元の形に戻ったということです。

協働，これは同じですね。内容は問題なし，主語の重複については法制の方に一任する。

そして，市，コミュニティは人の集まりを言いますというふうに，最期の語尾の部分を変えたということでもよろしいか。

異議なし

4. 閉 会